

【 ペット飼育規約前文 】

当マンションでは、オーナー様のご理解により、特例としてペットとの同居を許可いただいております。ただし、規約を遵守できない場合はご退去願う場合もあり、またその他にも問題点が多いようであればこの特例も廃止せざるを得なくなります。糞を放置しない、周辺農地に立ち入らせない、しつけをしっかりと行う等、周辺地域の良い手本となるようご協力をお願いします。特に共同住宅においては、たった一人の無責任な行動が全員の迷惑になることを認識しましょう。しつけ・管理に自信が無い方、動物だから仕方がないという考えの方は飼育しないでください。

共同住宅内では動物が苦手な方もおられます。常に周囲への心使いを忘れないようお願いいたします。

ペット飼育規約

第1条（飼育者）

1. 本物件の賃貸借契約者と入居者が異なる場合、双方に飼育責任があるものとし、ともに飼育者という。
2. 入居者入替の許可された契約及び責任能力のある成人 2 名未満の入居でのペット飼育は原則不可とする。
3. 賃貸借契約条項を遵守していない者（賃料延滞・無断駐車・騒音など）のペット飼育は認めない。

第2条（ペットの登録）

1. 飼育可能なペットは、既定の条件を満たし、尚且つ許可・登録のあったものみに限定するものとし、それ以外は一切飼育してはならない。一時的な預かり及び持ち込みも当然に不可とする。
2. 飼育者は、建物によって定められている飼育場所（屋内のみ・屋外のみなど）及び飼育頭数の制限を遵守する。天候・気象状況等によりこの制限が緩和もしくは変更されることはない。
3. ペットの飼育には本規約に同意の上、管理会社に事前申請を必要とし、内容が承認された場合にのみ許可される。飼育後の事後申請はこれを認めない。
4. 飼育者は、飼育後 10 日目までに、別に定める登録票・誓約書により、ペットの写真を貼付の上、管理会社を通じて貸主に提出するものとする。
5. 登録したペットが犬の場合、保健所へ登録し年 1 回の法定予防接種の報告を別に定める用紙により管理会社を通じて貸主に提出するものとする。法順守の観点から接種は必須とする。
6. ペットの飼育状況を予告無く公開することを予め承するものとする。

第3条（禁止事項・注意事項等）

1. 飼育者は、そのペットを共有部分で他の居住者に迷惑にならぬよう最大限の努力を払うものとする。
2. 廊下・階段・通路などの共用部分を通行するときは、大人が抱いてしっかり保定するか、ペットキャリーバッグもしくはペットカート（ともにペットを完全に覆って顔をのぞかせないこと）を利用すること。小さいお子様だけでのペットの移動を禁じる。
3. 事故・トラブル・排泄防止のため廊下・階段・通路などの共用部分は歩かせないこと。
4. 共用部分である廊下・玄関ポーチやベランダに飼育小屋やトイレを設けないこと。
5. 専有部からペットが勝手に出ないように十分な監視と管理を行い、飼育者のいない状態でベランダに出さないこと。

6. 階段・廊下・植込み等共用部分及び近隣公共物への糞・尿等の排泄を禁ずる。
7. 排泄物は周辺の土中に埋めたりせず必ず持ち帰り生ゴミとして処理すること。
8. 散歩の際は首輪・リード等は必ず着用し、ビニール袋等を必ず持参すること。
9. 敷地内でのペットを連れたままの立ち話、及び通行の妨げとなるような行為を禁ずる。
10. 近隣住戸に迷惑をかけるような鳴き声をあげさせぬこと。
11. 専有部よりペットの「抜け毛」「臭い」等が出ないように十分な管理を行うこと。特に、集合住宅においてペットの手入れ又は飼育用具の清掃等を行う場合は窓を閉めた室内で行うこと。
12. 1泊以上の外出をする場合は、ペットを必ず預けるものとし、ペットのみを住居に残さないこと。
13. 営利目的としたペット飼育は一切認めない。

第4条（ペットの特定）

1. 飼育可能なペットは、有毒動物及び猛禽類・爬虫類・大型動物等を除く以下の種類とする（貸主が許可した特例を除く）。

（ア） 犬・猫（計1匹まで）

屋内・・・成体時10kg程度までの小型犬・猫。猫は屋内飼育のみ。

屋外・・・大きさは問わない

（イ） 観賞用小魚（1水槽まで）

三辺の合計が180cm程度のカゴ・水槽で飼育可能な種類

（ウ） 小鳥・小動物（1籠2匹まで）

三辺の合計が180cm程度のカゴ・水槽で飼育可能な種類。成体時体長30cm程度まで。

2. 犬と猫を含まない異種の組み合わせ（（イ）（ウ）の組み合わせ）による飼育は総合で2種までとする。
3. 小鳥および小動物はカゴの中のみで飼育することとする。
4. 歩きまわるスペースが必要なペットをケージ内のみで飼育したり、屋内でしか飼育できない種類のペットを無理に屋外で飼育したりするなど、無理な飼育はせず、飼育場所・頭数制限にあったペットを飼育する事とする。

第5条（汚損、破損等の責任）

1. 飼育者はペットが室内及び共用部分を汚損破損した場合は、自己の負担において復元するものとする。ペット飼育許可は汚損破損等ペットによる故意過失の原状回復義務を免除するものではない。

2. ペットによる汚損破損等は自然損耗を考慮せず100%借主負担とする。

※ペットが柱や壁などを傷つける恐れがあれば、その上にボードを貼る等の予防をおすすめします

3. 飼育者は上記の汚損破損が発生した場合、直ちに貸主に届け出るものとする。

第6条（個人賠償責任保険への加入）

ペットによる事故が発生した場合に速やかにその解決ができるように、飼育者は個人賠償責任保険へ加入するものとする。

第7条（事故の責任）

1. 飼育者はペットが原因で発生した事故については、その因果関係に沿って被害者に対しその責任を負うものとする。

2. 飼育者は上記事故が発生した場合、直ちに管理会社を通じて貸主に届け出るものとする。

第8条（ペットによる苦情等の処理）

近隣住民に迷惑をかけぬよう飼育することを前提とし、入居者間及び近隣住民よりペット飼育に関する苦情が発生した場合は、当事者間において誠意を持ってその解決に当たること。

第9条（届出）

1. ペットの死亡・譲渡等により飼育されなくなった場合には7日目までに管理会社を通じて貸主に届け出るものとする。
2. ペット死亡の際は飼育者の責任を持ってその処置（獣医師・役所・清掃事務所・専用葬儀所等への届出）にあたり適切に行うこと。
3. ペットの死亡等により、新たに飼育を行う場合は、本規則に基づき速やかに届出等を行うものとする。

第10条（飼育条件違反者に対する措置）

飼育条件違反者について、貸主は該当ペットの立ち入りを禁じる事もしくは当該飼育者をペットと共に退去させることができる。飼育者は民法の定めにかかわらず予めこれを承諾する。